

第7回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成29年7月25日(火)午後3時10分

2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室

3. 出席する資格を有する委員の総数 13名

4. 出席委員(13名)

1番	住田 哲也	8番	太田 正人
2番	朴谷 和夫	9番	舟山 仁志
3番	豊田 孝行	10番	富永 学
4番	溝渕 康裕	11番	窪 郁夫
5番	杉山 央	12番	坂口 啓郎
6番	木下 和夫	13番	氏家 知身
7番	佐々木 康二		

5. 欠席委員(0名)

6. 議事日程 選挙第1号 会長の選挙について

選挙第2号 会長職務代理の選挙について

議案第24号 議席の指定について

議案第25号 一般社団法人北海道農業会議会員の指名について

報告第6号 農地法第18条第6項について

議案第26号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化法に基づく計画について

議案第28号 土地の現況証明書の交付について

議案第29号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

その他

7. 農業委員会事務局職員	事務局長	堤 裕一
	事務局次長	室屋 尚弘
	事務局係長	佐藤 公紀

## 8. 会議の概要

開会 15 時 10 分

- 局長： 本日は、お忙しいところご出席賜り誠にありがとうございます。まだ1名の委員が見えておりませんが、農業委員会総会に先立ち、町長より任命書の交付を行います。委員のみなさまは、順に自席でご起立願います。  
(町長より任命書交付)
- 局長： ありがとうございます。引き続き総会を開会いたします。ご起立願います。礼。着席願います。本日の農業委員会総会は、改選後初めての総会でございます。ただいまの席順につきましては、地区推薦、団体推薦、一般応募の各届け出順で仮議席でございます。会長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員が仮議長の職を行うこととしたいと思います。委員の中におきまして、氏家委員が年長の委員でありますのでお願いいたします。氏家委員、仮議長席に移動願います。
- 議長： 年長委員ということで、会長が決定するまでの間、仮議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、農業委員会等に関する法律、第27条に基づき、改選後、最初に行われる総会は、町長が招集しておりますので、菊川町長よりごあいさつをお願いいたします。
- 町長： 皆さんこんにちは。氏家委員が年長委員という紹介を受けまして、私も同級生でありまして、年長の一人として自覚をしております。今日はお忙しい中ご出席ありがとうございます。ご承知のとおり農業委員さんの選出方法が大きな様変わりを行いました。今回改選を迎えたわけでありまして、それだけ農業の情勢が目まぐるしく変化をしている、そして農業委員の役割の重さ、これが非常に重要な時期に入っているというふうに改めて感じたこの度の改選でありました。当麻町も今、農業が大変な転換期に入っておりまして、JAあるいは農業関係機関と一緒にまちづくりの中核として農業振興を進めているわけでありまして、農業委員の皆さんの変わらぬご指導をいただきながらこの委員会がスムーズに運営されますように心からご危難申し上げまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞお世話になります。よろしく申し上げます。
- 議長： ありがとうございます。それでは、平成29年第7回農業委員会総会を開会します。ただいまの出席委員は12名全員であります。坂口委員は遅れて出席となります。仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議

席を指定いたします。ここで、各委員の住所、氏名の自己紹介を行います。  
仮議席 2 番の舟山委員より順番にお願いいたします。

【委員自席で自己紹介】

議長： 続きまして、事務局並びに関係機関の職員の自己紹介をお願いいたします。

【事務局・関係機関自己紹介】

議長： ありがとうございます。続いて、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則、第 7 条の規定に基づき、仮議席 2 番、舟山委員、仮議席 3 番、住田委員を指名いたします。それでは、本日の議事日程を事務局長から説明願います。

局長： はい、1 ページをお開き願います。本日の議事日程は、選挙第 1 号、会長の選挙について、選挙第 2 号、会長職務代理者の選挙について、議案第 24 号、議席の指定であります。ここまで終了ののち、休憩をはさみ、通常審議を行う予定であります。以上です。

議長： 議事に入ります。選挙第 1 号、会長の選挙であります。投票、指名推薦等の選考の方法についてお伺いします。どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

朴谷委員： 指名推薦による方法が良いと思います。

議長： 他にご意見ございませんか・・・ただいま朴谷委員より指名推薦という声がありました。この意見に賛成の委員の挙手を求めます。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員です。よって指名推薦により会長を決定いたします。会長の推薦をお願いいたします。

朴谷委員： 東地区推薦の氏家知身委員を会長に推薦します。

議長： ただいま朴谷委員より私を会長に推薦するとの意見がありました。他にご意見はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 他にご意見がないようですので、朴谷委員から推薦のありました、私を会長に決定することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員です。よって私が会長に決定しましたので、告知いたします。会長が選任されましたので、仮議長の職務を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長： ただいま会長が決定いたしました。ここで、就任のごあいさつをお願いいたします。

会長： そんなに力はないのですが、会長ということで器ではありませんが、一生懸命務めさせていただきたいと思います。今年は開町 125 年という節目を迎えております。先人が苦勞して当麻町の優良農地を立派に造っていただいた農地を子どもたち孫たちに受け継いでいくことが農業委員会の使命ではないかと考えております。委員の皆様、また関係機関の皆様には大変恐縮では

ございますがご協力のほどよろしく願いしまして、私の就任のあいさつといたします。よろしく申し上げます。

議長： 続きまして、選挙第2号、会長職務代理者の選挙についてですが、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

舟山委員： 指名推薦による方法が良いと思います。

議長： 他にご意見ございませんか・・・ただいま舟山委員より指名推薦という声がありましたが、この意見に賛成の委員の挙手を求めます。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員です。よって指名推薦により会長職務代理を決定いたします。会長職務代理の推薦をお願いいたします。

舟山委員： 中央5区推薦の住田哲也委員を会長職務代理に推薦します。

議長： ただいま舟山委員より住田委員を会長職務代理に推薦するとの意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 他にご意見がないようですので、舟山委員から推薦のありました、住田哲也委員を会長職務代理に決定することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員です。よって住田委員を会長職務代理に決定いたしますので、告知します。住田委員、就任のあいさつを自席にてお願いいたします。

住田代理： ただいまご紹介に預かりました住田です。私はこの職務の器ではございませんけども、会長をうまく補佐できるように委員の皆さん方、また事務局、関係機関の皆さま方の協力を得ながらなんとか務めさせていただきたいと思っておりますので、みなさんのご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。住田代理よろしく申し上げます。続きまして、議案第24号、議席の指定についてであります。どのような方法で議席の指定を行ったらよろしいでしょうか。

溝渕委員： 今の仮議席順に抽選を行い、本議席を決定する方法が良いと思います。

議長： ただいま、溝渕委員より、現在の仮議席順に抽選し、議席を決定するとの意見がございました。他にご意見ありませんか。なければ、賛成委員の挙手を求めます。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。現在の仮議席において、抽選を行い、本議席を指定することと決定いたします。なお、会長は13番、会長職務代理は1番とし、ほかの委員については、2番から12番といたします。事務局申し上げます。

( 自 席 に て 抽 選 )

堤 局長： 本議席を発表いたします。

議席 1番 会長職務代理 住田委員

議席	2番	<u>        </u> 朴谷 <u>        </u>	委員
議席	3番	<u>        </u> 豊田 <u>        </u>	委員
議席	4番	<u>        </u> 溝渕 <u>        </u>	委員
議席	5番	<u>        </u> 杉山 <u>        </u>	委員
議席	6番	<u>        </u> 木下 <u>        </u>	委員
議席	7番	<u>        </u> 佐々木 <u>        </u>	委員
議席	8番	<u>        </u> 太田 <u>        </u>	委員
議席	9番	<u>        </u> 舟山 <u>        </u>	委員
議席	10番	<u>        </u> 富永 <u>        </u>	委員
議席	11番	<u>        </u> 窪 <u>        </u>	委員
議席	12番	<u>        </u> 坂口 <u>        </u>	委員
議席	13番	会長	氏家委員

以上でございます。

議長： 以上のとおり、議席が決定いたしました。ここで、暫時休憩いたします。15時45分から再開いたします。再開後は決定しました議席順に着席願います。また、菊川町長が次の公務のため、ここで退席いたします。大変ありがとうございました。

(15分間休憩)

議長： 再開いたします。ここからは、通常審議に入ります。事務局長より議事日程について、説明して下さい。

局長： はい、1ページをご覧ください。議案第25号、一般社団法人農業会議会員の指名について、報告第6号、農地法第18条第6項について、1件、議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、1件、議案第28号、土地の現況証明書の交付について、2件、議案第29号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について、1件、及びその他でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは、議題に入らせていただきます。3ページをお開き下さい。議案第25号、一般社団法人農業会議会員の指名について、を議題といたします。事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第25号、一般社団法人北海道農業会議会員の指名について、審議を求める。平成29年7月25日提出、当麻町農業委員会会長名。本件につきましては、昨年の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、北海道農業会議が、これまでの特別認可法人から一般社団法人に移行し、法令で規定されておりました特別認可法人の会議員が、一般社団法人の普通会員という位置付けに変更になったことから、北海道農業会議の定款の規定に基づき、各市町村農業委員会から普通会員の選出を行うものであります。定款において、普通会員は、市町村の農業委員会の会長又は農業委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。改正前の北海道農業会議の会議員も改正後

の一般会員につきましても、特別な理由がない限り、市町村農業委員会の会長を選任することが適当と思われまますので、本日選出されました氏家会長を指名すべきと考えます。以上です。

議長： ただいま事務局から説明がありました。これに関してご意見ございませんか。

各委員： ありません。

議長： ご意見等がなければ、定款に定めるとおり、当麻町農業委員会会長を北海道農業公社の一般会員として、指名することについて賛成委員の挙手を求めます。

#### 「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。会長であります私が、北海道農業会議の一般会員に指名されましたので、農業会議へ報告いたします。続きまして、4ページの報告第6号、農地法第18条第6項について、事務局より説明をしてください。

事務局次長： はい、報告第6号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸の合意解約通知があったので報告する。平成29年7月25日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林孝、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、借主が本年3月に法人を立ち上げたことから、中間管理機構との契約を法人名義での賃貸に切替えるための解約です。以上です。

議長： ただいま、事務局より農地法第18条第6項の合意解約通知のありました1番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、1番について報告とさせていただきます。続きまして、5ページの議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について審議をいたします。事務局より所有権移転の1番について説明をしてください。

事務局次長： はい、議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成29年7月25日提出、当麻町農業委員会会長名。所有権移転、番号1、売主、旭川財務事務所、所長、渡辺博明、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、1筆、地目、田、面積合計〇〇〇㎡、水張〇.〇a、経営面積〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、売買、本申請箇所は、6ページの図の箇所でありまして、買主の耕作地内に財務省が所管する土地があったことから買主の申入れに対し、売主が合意し、農地法3条による売買となりました。〇〇〇〇氏は、権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たして

いると考えます。以上です。

議長： ただいま、1番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。使用貸借の1番について議案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の1番については、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、7ページの議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議いたします。利用権設定の新規、1番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第6回）の決定について審議を求める。平成29年7月25日提出、当麻町農業委員会会長名、利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇の内、1筆、地目、田、面積、合計〇〇〇㎡、水張、〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は9年、申請理由は、相手方の要望です。本件につきましては〇〇〇-〇の一部である対象農地を〇〇さんが自作しておりましたが、高齢によりまして、耕作できなくなったことから、既に〇〇〇-〇全体を借りております〇〇さんに賃貸をするものでございます。期間につきましてもまわりの農地と合わせまして9年間と設定しております。以上です。

議長： ただいま、利用権設定の新規、1番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の新規1番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画についての1番については、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、9ページの議案第28号、土地の現況証明書の交付について審議いたします。1番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第28号、土地の現況証明書交付について次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成29年7月25日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1、地番〇〇〇〇番〇、1筆、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇,〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、7月14日、朴谷委員と溝渕委員が行いました。願い出のありました土地は、10ページに記載の箇所でございます。現況は、〇〇さんが二十数年前から、

自宅への門道路及び庭として使用している状況であり、同期間、農地として利用されていない事は明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： ただいま土地の現況証明書交付についての1番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第28号、土地の現況証明書交付の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。1番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、2番について説明して下さい。

事務局次長： はい、番号2、地番〇〇〇〇番〇、1筆、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、合計〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、7月14日、住田委員と佐々木委員が行いました。願出のありました土地は、11ページに記載の箇所でございまして、住宅地内の宅地に囲まれており、一般住宅建設のための売買を予定しているとのこととあります。平成元年頃より周囲では住宅が建設され、十数年農地として利用されていないことは明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： ただいま土地の現況証明書交付についての2番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第28号、土地の現況証明書交付の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。2番については原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。続きまして、12ページの議案第29号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第29号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について（諮問）、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見の照会があったので審議を求める。平成29年7月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、別添資料1と2をご覧ください。本件については、平成26年12月の総会で審議、承認されました利用権設定について、農地の出し手が、農地中間管理事業を活用して、公益財団法人、北海道農業公社へ10年間の貸付をし、農地が隣接する受け手が、公社から借り受けたものであります。農用地利用配分計画（案）の内容につきましては、出し手である〇〇〇〇、〇〇〇〇の農地に対して、農地受け手は〇〇〇〇、〇〇〇〇でありましたが、今



回、〇〇氏が法人を立ち上げたことに伴いまして、農地受け手を変更する内容でございます。㈱〇〇〇〇の経営面積は〇〇.〇ha、賃借権を設定する土地の面積は〇〇,〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は、平成29年9月8日から平成36年12月31日までの平成26年に設定した10年間の残期間です。資料2の図面をご覧ください。赤色の〇〇〇〇さんの農地に対して、緑色が㈱〇〇〇〇の耕作している農地であります。農地が隣接している事から適正な農用地利用配分であると考えます。以上のことから13ページをご覧ください。農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見について（案）のとおり、平成29年7月7日付け29当農により照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を提出します。記、1、意見を提出する農用地利用配分計画（案）の件数1件、2、農業委員会の意見、この度、照会のあった農用地利用配分計画（案）は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、適当であると認める。とした意見を提出してよいと考えます。以上でございます。

議長： ただいま議案第29号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について町より照会がありました件について、説明がありました。ご質問等はございませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第29号について原案の通り答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案のとおり決定いたしました。町へは、農用地利用配分計画（案）についての意見として答申します。本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 土地改良区

土地改良区： 特にございません。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 共済組合

共済組合： 特にございません。

議長： 農業振興課、農業センター、普及センター、共済組合は本日欠席ということでしょうかっております。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： （事務連絡）

議 長： それでは、次回、平成 29 年 8 月の農業委員会総会の日程であります、8 月 25 日、金曜日、午後 1 時 30 分から予定いたします。日程調整お願いいたします。また、本総会が終了いたしましたら、農業委員会親交会総会と農業者年金協議会役員を選出を行いますので、委員のみなさんは引き続き出席願います。これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 16時08分